



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報

* 還付金詐欺に注意 ATMで還付金はもらえません

役所から「100万円以上残高のある通帳を持って手続きをすれば、口座に還付金2万8千円が振り込まれる」という電話があったので、通帳を持ってスーパーのATMに行った。指示された番号に電話し、担当者から言われた暗証番号982337を入力し操作をした。還付金が振り込まれたと思い、残高を確認したところ、98万2337円が他人の口座に振り込まれていることが分かった。（当事者：60歳代 女性）

【ひとこと助言】

「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら還付金詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。役所などの公的機関や金融機関などの職員がのATM操作をするように連絡することは絶対にありません。銀行店舗のATMではなく、操作の様子が周囲の目に付きにくいスーパーや駅などのATMへ誘導するケースが見られます。ATMの操作の際に、振込金額を「暗証番号」「受付番号」と言ったり、振り込みボタンを自分の口座への振り込みだと誤信させたりして、自分の口座へ振込手続きをしているように言葉巧みに錯覚させるのが手口です。

お金が返ってくるなどという電話があったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」）。

見守り 新鮮情報

* プロパンガス会社を変更するときは慎重に

《事例1》一人暮らしの父の家にプロパンガス業者が来訪し、ガス契約のアンケートを求められた。また、今のガス料金より安くなるとしつこく契約を勧められ、契約書に署名するまで帰ってもらえそうもなかったため、断りきれずに仕方なく署名・捺印してしまったという。

（当事者：80歳代 男性）

《事例2》4年前に訪問販売で「料金が安くなる」と、プロパンガスの切替えを勧められて契約した。しかし、半年後に単価と基本料金を値上げされ、その後も値上げが続き、契約時より随分高くなってしまった。納得できない。

（当事者：60歳代 女性）

【ひとこと助言】

強引に契約を勧められても、必要が無ければ、きっぱりと「契約するつもりはありません」と断りましょう。「今より安くなる」と勧誘されても、その料金がいつまでも続くとは限りません。契約する場合は料金などの契約内容をよく確認し、不明な点は事業者を確認しましょう。契約先を変更することで、元の契約先との間で解約料等が発生する場合があります。契約書などで解約条件等を確認しておきましょう。訪問販売等ではクーリング・オフできる場合があります。

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】7月5日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141(直通)

月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。）

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン（全国共通）☎188※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）

午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379